

中川真健康福祉部長兼福祉事務所長

私からは、2番目の改正気候変動適用法の施行に対する本市の対応についてお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり、改正気候変動適応法により、市は、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放されるクーリングシェルターの指定や熱中症対策普及団体の指定を行うことができることとなったところでございます。

現在のところ、本市では、クーリングシェルターとして指定した施設はありませんが、まずは、いしかわクールシェアスポットに登録されている美術館、博物館、図書館等の公共施設をクーリングシェルターとして指定することとしております。

なお、民間が管理する施設についても、クールシェアスポット登録業者を中心に、広く募集することとしておりますが、施設管理者との協定が必要であるため、公共施設よりも指定まで時間を要することを御理解願います。

また、熱中症対策普及団体については、民間団体を指定できることになっておりますが、民生委員児童委員協議会を通じて、見守り訪問時に熱中症予防対策についての啓発を行っているところであり、現時点では、指定については考えておりませんが、他市町の取組なども参考にしながら、今後、こういった団体に御協力いただけるか検討してまいります。

いずれにしても、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の速やかな情報提供やクーリングシェルターの確保、熱中症予防対策に対する啓発活動を通じて、市民の健康被害防止につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。